

令和7年度 呉市週休2日適用工事等実施要領の一部改正について（その2）

令和7年10月20日
都市部技術監理室

- ・ 呉市週休2日適用工事等実施要領を令和7年11月1日より一部改正します。
- ・ 今回の主な改正内容は、
 - ①農林土木工事における週休2日の用語の定義及び補正係数の改正（要領_4.発注方式、別紙-2）
 - ②同一現場内で複数の建設工事が有る場合の週休2日対象工事の改正（要領_3.対象工事）となります。
- ・ ①の改正内容は、農林土木工事での週休2日工事における週単位及び月単位方式の追加と、これに伴う補正係数の変更となります。
農林土木工事とは、土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）、治山林道必携に基づいて積算する工事を言います。
また、週単位の週休2日適用工事は、請負対象金額3億円以上で、農林土木工事のうち土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）適用工事が対象となります。
- ・ ②の改正内容は、現在、請負対象金額7千万円以上の建設工事を、発注者指定型の週休2日適用工事での発注としていますが、7千万円未満工事でも、同一現場内の工事（合冊工事、他工事への随意契約工事、分離発注工事等）で、発注者指定型の有る場合は、請負対象金額によらず、発注者指定型で発注するように、改正します。（対象期間が2週間未満となる工事を除く）
- ・ ②の対象外の土木、港湾、営繕工事についての改正は、今回はありません。
- ・ 令和7年11月1日以降に公告、随意契約する建設工事から適用します。（特記仕様書に『呉市週休2日適用工事等実施要領（令和7年11月1日改正）』の記載の有るもの）
- ・ 発注者指定型の週休2日適用工事は、設計書の表紙に『週休2日適用工事』、『週休2日適用工事（完全週休2日）』もしくは『週休2日適用工事（週単位週休2日）』と記載をしています。